

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 県土整備部 河川砂防課

法令名	海岸法	法令の番号	昭和31年法律第101号
不利益処分の種類	占用許可の取消し、行為中止の命令等	根拠条項	第12条第2項(第37条8により準用する場合を含む。)

処分基準	建設海岸における占用許可の取消し、行為中止の命令等 海岸法第7条第1項、第37条の4又は第8条第1項の許可を受けた者に対し、下記に掲げる事由が生じたときには、海岸法第12条第1項に規定する処分、又は同項に規定する必要な措置を命じる。		
	海岸保全施設に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき 海岸の保全上著しい支障が生じたとき 海岸の保全上の理由以外の理由に基く公益上やむを得ない必要が生じたとき		

1 聴聞の実施	処理機関	土木事務所	交付機関	土木事務所		目次NO	
2 弁明の機会の付与							